

境港市学習用タブレット端末整備事業

プロポーザル実施要領

令和2年9月

境港市教育委員会

1. 目的

文部科学省では、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現すること」を目的とした学校のICT環境整備として「GIGAスクール構想の実現」を目指している。

境港市においても、「児童生徒一人一台端末」の早期実現に向けて、学習用タブレット端末を整備するための公募型プロポーザルを実施する。

本プロポーザルは、タブレット端末の操作性・利便性はもとより当該端末の設定や運用に係る知識、技術、実績及び企画力を有する事業者の選定を目的とする。

2. 概要

(1) 名称

境港市学習用タブレット端末整備事業

(2) 場所

境港市立小中学校9校（小学校6校、中学校3校）

(3) 内容

境港市学習用タブレット端末整備事業プロポーザル仕様書のとおり

(4) 事業期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(5) 提案上限額

総額146,520,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を提案上限額とする。なお本金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すためのものであることに留意すること。

また、本事業は、文部科学省の「公立学校情報機器整備費補助金」を最大限活用して実施するため、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現において示された「基本パッケージ」（端末本体、キーボード、端末管理ツール等の補助対象経費。）については、一台あたり45,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とし、それ以外の「追加パッケージ」（「基本パッケージ」に含まれないもの。補助対象外経費。）については、一台あたり10,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

3. 参加資格要件

(1) 基本事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の事業者及び複数の事業者で構成される共同企業体のいずれかとする。

なお、共同企業体による提案の場合には、共同企業体内で代表者を決めるとともに、代表者は本プロポーザルに係る窓口となり、境港市教育委員会と共同企業体との正確

な意思伝達役を務めるものとする。

(2) 参加資格

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までに間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 本事業の目的を達成するために必要なすべての資格を有すること。

イ 鳥取県西部地区（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）の事業者であること。

ウ 境港市物品等契約希望者登録名簿（パソコン類）に登録されていること。

エ 境港市から指名停止の措置を受けていないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

カ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の場合の特記事項

ア 共同企業体を構成する事業者のうち、1以上の事業者が、上記（2）ア及びイの参加資格を有するものとする。

イ 共同企業体を構成するすべての事業者が、上記（2）ウ～キの参加資格を有するものとする。

ウ 共同企業体を構成するすべての事業者が、単独または他の共同企業体に属して本プロポーザルに参加することはできないものとする。

4. スケジュール

(1) 公募開始（公告日）	令和2年 9月24日（木）
(2) 質疑書提出期限	令和2年10月 1日（木）午後5時
(3) 質疑回答期限	令和2年10月 7日（水）
(4) 参加表明書提出期限	令和2年10月 9日（金）午後5時
(5) 参加資格確認結果通知期限	令和2年10月14日（水）
(6) 提案書等の提出期限	令和2年10月21日（水）午後5時
(7) プレゼンテーション審査	令和2年10月30日（金）
(8) 審査結果通知期限	令和2年11月 6日（金）

5. 担当部署（問い合わせ及び書類提出先）

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地 境港市教育委員会事務局教育総務課

電話：0859-47-1085 FAX：0859-47-1109

E-mail：kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

※FAXまたは電子メールで送信した場合は、電話で受信確認を行うこと。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 参加表明書

単独事業者の場合【様式第1-1号】

共同企業体の場合【様式第1-2号】 ※共同企業体で参加する場合

イ 共同企業体結成届出書【様式第2号】 ※共同企業体で参加する場合

ウ 共同企業体協定書（任意様式）の写し ※共同企業体で参加する場合

エ 会社概要書【様式第3号】

(2) 提出方法

持参または郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

(3) 提出期限

令和2年10月9日（金）午後5時

(4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和2年10月14日（水）までに通知する。

(5) 辞退届

参加表明書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式第5号】を提出すること。

7. 質疑回答

(1) 提出書類

質疑書【様式第4号】

(2) 提出方法

FAXまたは電子メール

(3) 提出期限

令和2年10月1日（木）午後5時

(4) 質疑に対する回答方法

令和2年10月7日（水）までに、市ホームページ上で回答します。また、回答においては、質疑者名は公表せず、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

8. 提案書等の提出

(1) 提出書類及び数量

ア 企画提案書《8部》 ※表紙に【様式第6号】をつけること。

イ 事業実績書【様式第7号】《1部》

ウ 提案見積書【様式第8号】《1部》

(2) 提出方法

持参または郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

(3) 提出期限

令和2年10月21日（水）午後5時

9. プレゼンテーション審査

(1) 開催日時

令和2年10月30日（金）※時間については、別途連絡する。

(2) 開催場所

境港市保健相談センター（境港市上道町3000番地）

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をする。

イ プレゼンテーション及びヒアリング時間は1社あたり50分（準備5分、説明20分、質疑20分、片付け5分）以内とする。

ウ プレゼンテーションの出席者は1社あたり、3名以内とする。

※机、いす、電源、スクリーン、プロジェクターは境港市で準備するが、これ以外のものについては、参加者の負担において準備すること。

(4) 審査

境港市学習用タブレット端末整備事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次に示す審査項目により審査を行い、総合的に最も優れた提案者（最優秀提案者）を選定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

【審査項目】（合計1,000点）

項目	審査の視点
1. 導入 (165点)	・ 整備実績（25点） ・ 整備の実現性（65点） ・ 導入時の設定範囲（25点） ・ 教育委員会事務局及び学校の負担軽減（50点）
2. 運用 (160点)	・ 導入後の機器管理の容易性（80点） ・ サポート体制の有無及びサポート内容（80点）
3. 機器	・ 基本パッケージの仕様の充実性（25点）

(75点)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が使用することへの配慮(25点) ・継続使用に係る性能/耐久性(25点)
4. ソフトウェア (100点)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業で使用する際の操作性及び機能性(25点) ・個人学習で使用する際の操作性及び機能性(25点) ・児童生徒、教師それぞれの立場に応じた使用方法の多様性(25点) ・協働学習支援ツール(追加パッケージ)の仕様の充実性(25点)
5. 提案価格 (200点)	評価点 = 200点 × (最低提案価格 / 当該提案価格)
6. 独自提案 (300点)	・仕様書に示すものの他、本事業の目的を達成するための独自提案

(5) 審査結果

審査結果は、令和2年11月6日(金)までに、参加者全員に通知する。

10. 契約

(1) 契約締結の交渉

ア 選定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となった場合は、審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

イ 契約締結の交渉における内容、経費等については、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、改めて協議するものとする。

(2) 契約

ア 本契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第8号及び境港市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月31日条例第14号)の規定により、議決が必要となるため、それまでの間は仮契約を締結する。なお、議案については、令和2年12月定例市議会に上程する予定である。

イ 当該契約について、境港市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

11. 失格

次に掲げるもののうち、いずれかに該当した場合には、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 「2.(5) 提案上限額」を超えている場合

ウ 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合

エ 審査の公平性を害する行為があったと境港市が認める場合

12. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費については参加者負担とする。
- (2) 境港市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外に使用できず、また、本プロポーザル参加者は参加にあたって知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。
- (3) 提出された提案書等については、本プロポーザルの目的以外に、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された提案書等は返還しない。
- (5) 提出された提案書等は、境港市学習用タブレット端末整備事業者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) 審査の過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立てについても受け付けない。